

障害を理由とする差別の解消に向けた

合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

滋賀県では、令和元年10月から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」により、すべての県民、事業者のみなさまに障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。誰もが暮らしやすいまちにするために、この助成事業をぜひご活用ください。

1 制度を利用できる団体

- ①お店など民間の事業者
- ②自治会など地域の団体
- ③サークルなどの民間団体



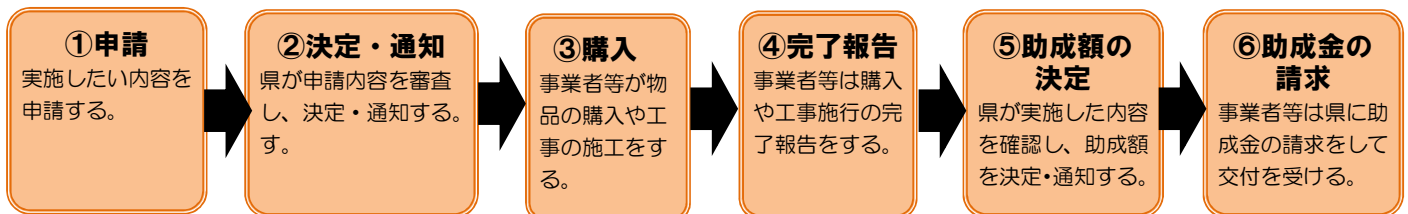
2 助成の対象となるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。

上限額の範囲内で、費用の1/2を助成します。



3 助成制度利用の流れ



《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進・障害認定係

TEL : 077-528-3543

FAX : 077-528-4853

E-mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp



▲HPはこちらから

Q & A ～合理的配慮は何をすればよい？～

Q1. 合理的配慮って何？

A1. 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重たくない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q2. 買物や飲食店では、どんな配慮がありますか？

A2. 車椅子を利用する方が買物をする場合、お店に入りやすいように折り畳みスロープを備えておく、高いところにある商品をとって渡すという配慮が考えられます。

また、飲食店ではメニューを選ぶ際、障害の特性に応じてできる配慮があります。例えば、視覚障害のある方には、希望に応じて、口頭でメニューを伝える、点字メニューを渡す、聴覚障害のある方には、筆談ボードや手話などを用いることで意思疎通がスムーズになります。

Q3. 病院や診療所では、どんな配慮がありますか？

A3. 病院や診療所では、様々な配慮が求められます。例えば聴覚障害のある方に情報を伝えるために、施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。また、知的障害のある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮の一つです。

コミュニケーション以外では、車椅子の方が利用しやすいようにカウンターの高さを配慮する、建物内に手すりを設置する、多機能トイレに改修したりすることで、身体障害のある方にとって使いやすい施設となります。

Q4. イベントを開催する予定ですが、どんな配慮がありますか？

A4. 障害のある人もない人も同じようにイベントに参加できるようにしましょう。例えば、聴覚障害のある方への配慮として、手話通訳者や要約筆記者の設置があります。また、車椅子を利用する方への配慮として、障害者用トイレや入口近くに専用の駐車区画があるとよいでしょう。参加申込みのあるイベントでは、申込書等に専用の駐車区画の確保や手話通訳の配置等の必要な配慮を記載できる欄があると配慮の申し出をしやすくなります。

Q5. 助成対象となる合理的配慮はどのようなものですか？

A5. 不特定多数の障害のある方の利用が見込まれる事業の実施や物品の購入、工事の施工、研修が対象となります。（※特定の方を対象とした合理的配慮に係る経費を助成するものではありません。）

Q6. 視覚障害のある方から講演会の資料を点字にしてほしいと申し出がりましたが、特定の日に特定の方が利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりますか？

A6. レストランにおける点字メニューの作成等、不特定多数の障害のある方が継続的に利用するコミュニケーションツールの作成を助成対象としていますので、特定の日、特定の方に利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりません。